

生物群集保護林の地帯区分について

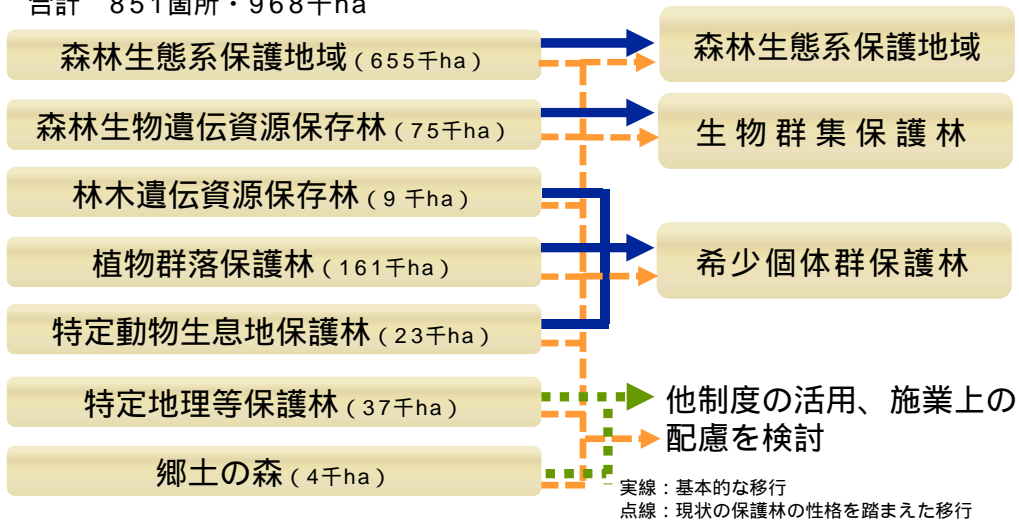
保護林制度改正のポイント

趣旨: 生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。

1. 保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha

管理体制の簡素・効率化

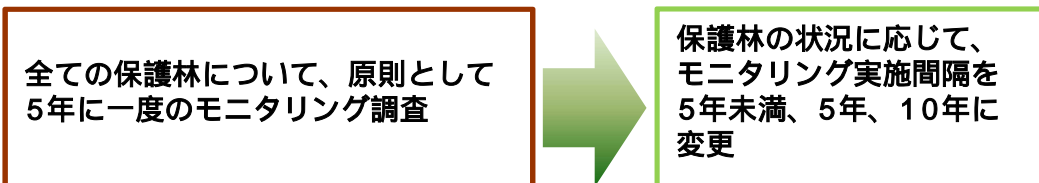


2. 管理体制の再構築

委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ



モニタリング実施間隔の変更



生物多様性保全手法の高度化

3. 復元の導入 (生物群集保護林)

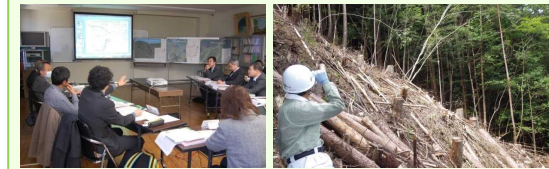
自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえて、長期にわたる森林施業等を実施



4. 野生生物保全管理手法の導入 (希少個体群保護林)

人為による生息環境等の創出

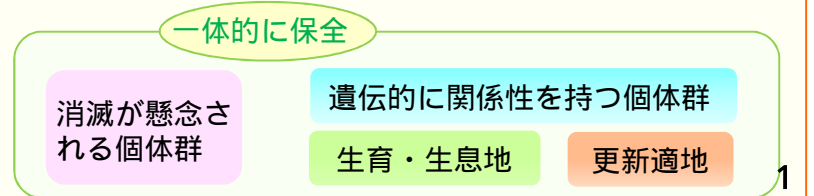
一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ:
管理委員会での検討をふまえて、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

野生生物の存続に必要な個体群の集合体 (メタ個体群) の保全

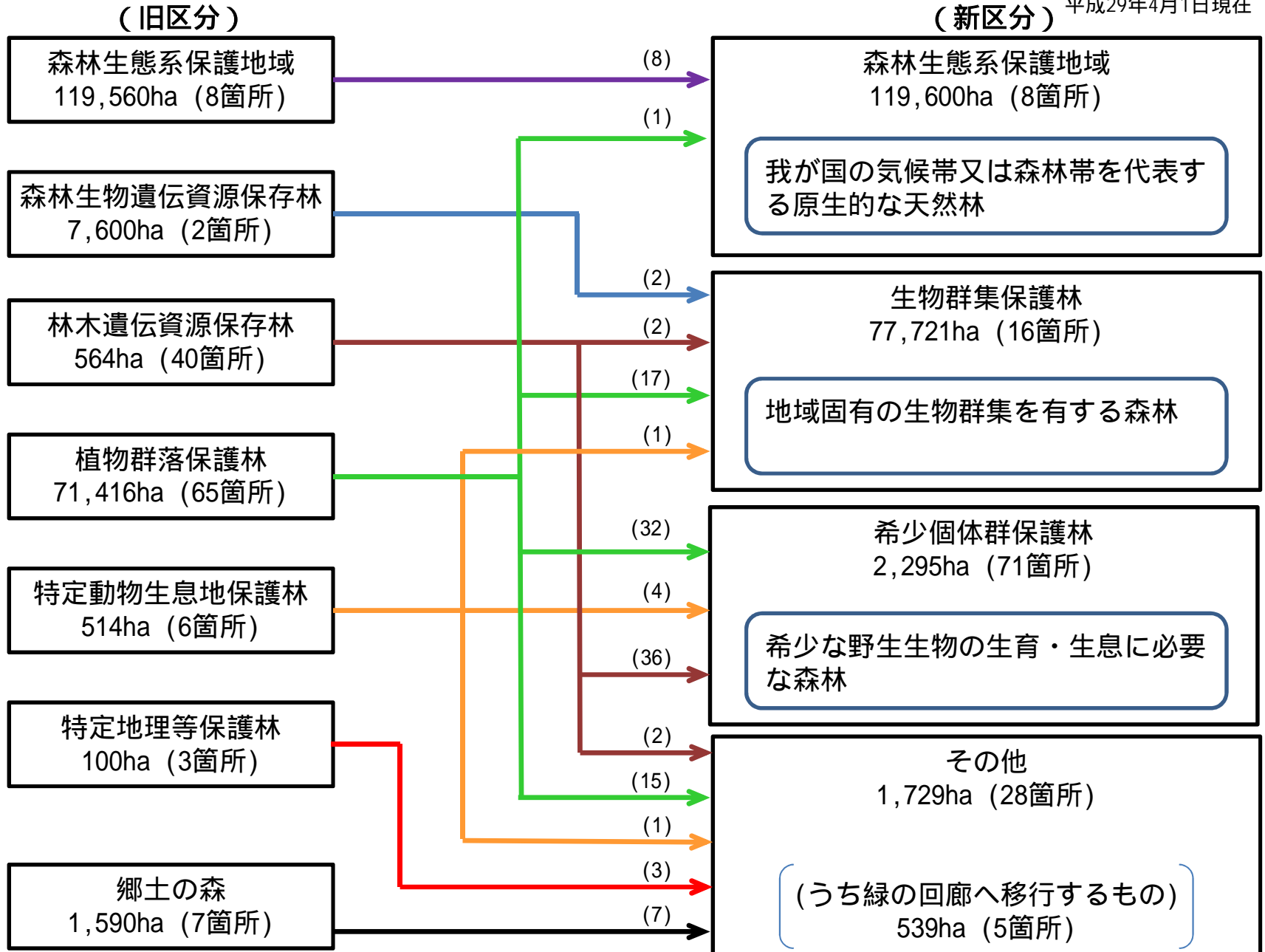
消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全



東北森林管理局 保護林再編の概要

(新旧の箇所数は、統合した保護林があるため一致しない。四捨五入のため数値の計は一致しない)

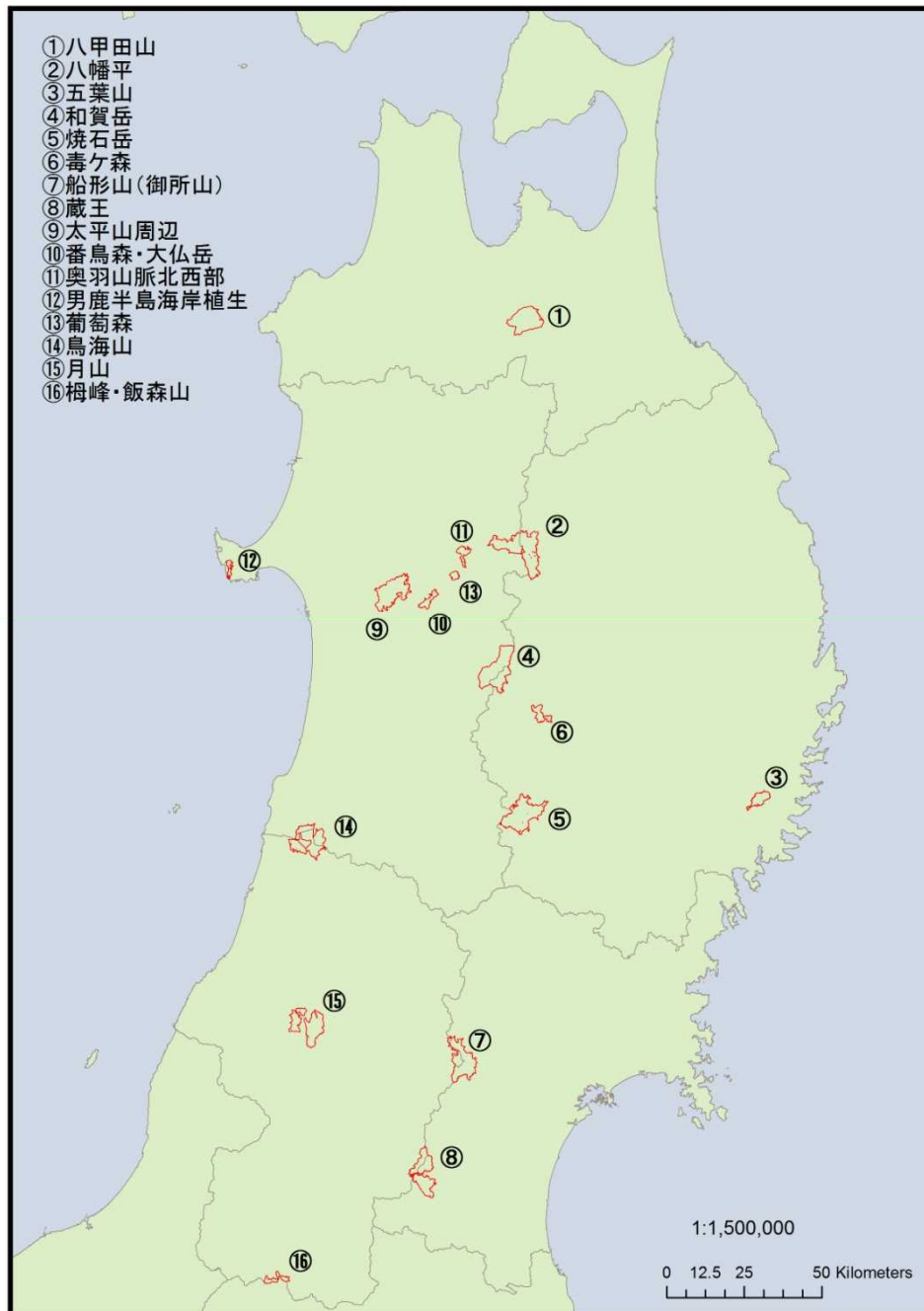
平成29年4月1日現在



再編後の保護林区分の概要

保護林区分	目的	設定基準
森林生態系保護地域	我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原生的な天然林を主体とする区域で2,000ha以上 ・ 島嶼、半島等特殊な環境で500ha以上 ・ 地帯区分あり
生物群集保護林	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然状態が十分保存された天然林を主体とし、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域で300ha以上 ・ 自然状態が十分保存された天然林を中心に地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域で1,000ha以上 ・ 地帯区分あり
希少個体群保護林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の1項目以上に該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域 <ul style="list-style-type: none"> 希少化している個体群 分布限界域に位置する個体群 他の個体群から隔離された同種個体群 遺伝資源の保護を目的とする個体群 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件下に成立している個体群 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群 その他保護が必要と認められる個体群

生物群集保護林の位置図(東北森林管理局管内)



生物群集保護林一覽(東北森林管理局管内)

番号	保護林名	面積 (ha)	特 徴	【森林計画区】 森林管理(支)署
1	はっこうださん 八甲田山	6,410	山地帯にブナ、中腹にアオモリトドマツ(オオシラビソ)、山頂付近にはハイマツと地域の特徴的な垂直分布。また大小様々な湿原が分布。	【津軽、東青、三八上北】 津軽署、青森署、三八上北署
2	はちまんたい 八幡平	10,235	ブナ、アオモリトドマツ、コメツガと地域に特徴的な垂直分布。散在する高層湿原にはタカネアオヤギソウなど貴重な植物が生育。	【馬淵川上流、米代川、雄物川】 岩手北部署、米代東部署、秋田署
3	ごようざん 五葉山	1,951	コメツガとヒバ(ヒノキアスナロ)を主とする天然林。また固有種ゴヨウザンヨウラクなどの貴重な植物が生育。	【大槌・気仙川】 三陸中部署
4	わがだけ 和賀岳	8,955	山地帯ではブナやスギ天然林、標高1,000m程度からの亜高山性のミヤマナラ、高山帯のハイマツ等に至るまでの地域の特徴的な垂直分布。一部は和賀岳自然環境保全地域(特別地区)に指定。	【北上川中流、雄物川】 岩手南部署、秋田署
5	やけいしだけ 焼石岳	8,768	ブナ、ミヤマナラ、ハイマツの地域の特徴的な垂直分布。高山帯にはカンチスゲ、エゾノミクリゼキシヨウなど、中間湿原にはヒメカイウなどの希少な植物が生育。	【北上川中流】 岩手南部署
6	ぶすがもり 毒ヶ森	1,639	日本海型ブナ-チシマザサ群落为主体。フガクスズムシ、トガヒゴダイ、コアニチドリなどの希少な植物が生育。	【北上川中流】 岩手南部署
7	ふながたやま(ごしょざん) 船形山(御所山)	7,150	日本海型ブナ林の特徴を持ち、亜高山性の針葉樹林を見ず、ミヤマナラ群落が成立。	【宮城北部、宮城南部、最上村山】 宮城北部署、仙台署、山形署
8	ざおう 蔵王	6,621	山地帯のブナの分布が終わる1,350m付近から亜高山帯のアオモリトドマツへ移行。高山帯は高山低木群落に加え、火山荒原、雪田植生、硫気孔原植生などが分布。	【宮城南部、最上村山】 仙台署、山形署
9	たいへいざんしゅうへん 太平山周辺	7,223	山地帯には高齢級のブナ林が分布。尾根筋にはキタゴヨウ-クロベ林が分布。オサバグサ、コアニチドリなど希少な植物が生育。	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署
10	ばんどりもり・だいぶつだけ 番鳥森・大仏岳	1,239	番鳥森周辺のブナ・ミズナラ林(一部は、番鳥森県自然環境保全地域(特別地区)に指定。)、大仏岳山頂付近の風衝地の岩壁植生が特徴的。	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署
11	おうさんみやくほくせいぶ 奥羽山脈北西部	1,191	標高800~1,000m付近にスギ-ブナ群落がまとまって分布。また、キタゴヨウ、クロベ、中間湿原等がモザイク状に分布。	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署
12	おがはんとうかいがんしよくせい 男鹿半島海岸植生	655	ミズナラ、イタヤ、カシワなどによる海岸風衝林が分布。また、潮害に弱いとされる天然スギが自生。	【米代川】 米代西部署
13	ぶどうもり 葡萄森	579	典型的な日本海側多雪地帯の原生的ブナ林。	【雄物川】 秋田署
14	ちょうかいさん 鳥海山	7,241	典型的な多雪山地帯の垂直分布で亜高山性の針葉樹林を見ない。ブナ、ミヤマナラ、ミヤマハンノキが分布。チョウカイフスマなどの希少な植物が生育。	【子吉川、庄内】 由利署、庄内署
15	がっさん 月山	6,822	典型的な多雪山地帯の垂直分布で亜高山性の針葉樹林を見ない。東斜面では湿原・雪田もあり、固有種ガッサンチドリなど高山植物も豊富。	【庄内、最上村山】 庄内署、最上支署
16	つがみね・いいもりやま 樽峰・飯森山	1,043	原生的なブナ天然林。また、分布限界(西端)のアオモリトドマツが分布。	【置賜】 置賜署

生物群集保護林の保存地区と保全利用地区の違い（保護林設定管理要領より抜粋）

地帯区分等	対象	取扱いの方針
保存地区	自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。	原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。
保全利用地区	保存地区に外部からの影響が及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。	(ア)天然林については保全地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。 (イ)必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。
(参考) 自然維持タイプ 「管理経営の指針」より抜粋	自然環境保全地域、史跡名勝天然記念物、自然公園特別保護地区、同第1種特別地域、保護林等であって原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護遺伝資源の保存等自然環境の保全を第一とすべき国有林野	特に、天然林については、保護対象の維持のために必要な場合等を除き、原則として伐採は行わないものとする。人工林については、長期的に天然林へ誘導することを指向するものとするが、積極的に人為を加えないものとし、林分の維持のために伐採を行う場合であっても必要最小限の範囲にとどめるものとする。

生物群集保護林の地帯区分が行われない場合は、機能類型(自然維持タイプ)のみに応じた管理経営となる。

生物群集保護林の地帯区分等に係る規定

保護林設定管理要領（抄、平成27年林野庁長官通知）

2 生物群集保護林

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りではない。

(中略)

均質な天然林で区分が難しい上に外部からの影響も考えられない場合などを想定。

(6) その他

ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択抜を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。

イ (略)

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周辺を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

平成28年度第3回保護林等設定管理委員会での委員からの主な意見

(1) 情報の整理

- ・ 一つ一つの保護林について、特徴をピックアップしていく作業から始める必要があるのではないか。
- ・ 植生図、空中写真などの基礎データの整理が必要。揃えられる基礎データを基に同質な区域を色塗りすると下地になるのではないか。

(2) 地帯区分の方針

- ・ どういう要素を持って地帯区分するのかを見極めることが重要。
- ・ 数百ha規模での地帯区分は無理があるのではないか。コアは面積が1000ha以上でも厳しいと考える。このため、すべてをコア(もしくは無印)とする方が良いと思う。また、周辺も含めて判断する必要がある。

(3) 人工林の扱い

- ・ 保護林の際まで人工林が迫っている場合は内側で保全利用地区に含めることも考えられるのではないか。
- ・ 人工林を保全利用地区に含めることも考えられるのではないか。

(4) 地元利用との調整

- ・ 地元の方々が利用している区域を保存地区にする場合は、地元の方々と十分な調整が必要ではないか。

地帯区分の基本的な考え方(案)

< 主な論点 >

生物群集保護林の地帯区分については、以下を基本的な考え方として、検討作業を進めてはどうか。

- ・ 生物群集保護林内に、周囲とは異なる地域固有の植生がまとまって存在する区域は、その周辺部も含めて保存地区とし、それ以外の区域は保全利用地区とする。
- ・ 国や県の自然環境保全地域が存在する場合は、その区域を保存地区とし、それ以外を保全利用地区とする。
- ・ 面積が比較的狭い(1,000ha以下の生物群集保護林等)生物群集保護林については、保存地区及び保全利用地区ともに狭小になり、有効な地帯区分が行えない場合は、全域を保存地区とする。